

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

○平成十九年度麦類及びなたね原種の配付数量及び配付価格を定めた件

六三

○患者又は疑似患者の発見について届出があった件

六三

○土地改良法により換地計画を定めた件

六三

○道路の区域を変更する件三件

六四

### 公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証

六三

の申請があった件

六四

○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件

六五

○宅地建物取引業法により公開による聴聞を行う件

六五

### 正 誤

○平成十九年三月三十日付け号外第三十五号中

六六

○平成十九年三月三十日付け号外第三十八号中

六六

○平成十九年六月二十九日付け定例第千八百八十八号中

六六

○平成十九年七月三十一日付け定例第千八百九十七号中

六六

## 告 示

### 福島県告示第六百六十九号

平成十九年度麦類及びなたね原種の配付数量及び配付価格を次のとおり定めた。

平成十九年十月二日

福島県知事 佐藤 雄平

#### 一 原種の配付数量

##### 種類

六条大麦

小麦

品種名

シユンライ

小計

きぬあずま

ゆきちから

数量(単位 キログラム)

一〇〇〇

一〇〇〇

六〇〇

一、二六〇

#### 二 原種の配付価格

なたね

小計

麦類合計

アサカノタネ

なたね合計

単位

六条大麦

小麦

なたね

価格

一七三円

二〇〇円

三〇〇円

一、八六〇

一、九六〇

一一二

一一二

### 福島県告示第六百七十号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により、家畜が患者又は疑似患者となったことの発見について次のとおり届出があった。

平成十九年十月二日

福島県知事 佐藤 雄平

病名	畜種	患者及び疑似患者の区分	発見群数	発見の場所	発見年月日	摘要
腐蛆病	みつば	患者	二群	郡山市	平成一九年九月二〇日	自衛殺

(生産流通領域衛生飼料グループ)

### 福島県告示第六百七十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、高田中央地区の県営区画整理事業に係る換地計画を定めた。この定めに係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十月二日

福島県知事 佐藤 雄平

#### 一 縦覧に供する書類

#### 二 縦覧の期間

平成十九年十月三日から

同 月二十二日まで (二十日間)

#### 三 縦覧の場所

大沼郡会津美里町役場

(農村整備領域農地管理グループ)

福島県告示第六百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県喜多方建設事務所で平成十九年十月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成十九年十月二日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道塩川 山都線	喜多方市塩川町遠田字 東谷地一七〇三番二地 先から 同 市塩川町遠田字 広面四〇八番地先まで	変更前	一一・六ㄱ 一六・一	三四四・三
		変更後	一一・六ㄱ 三〇・四	三四四・三

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第六百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県相双建設事務所で平成十九年十月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成十九年十月二日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 二八八号	双葉郡大熊町大字野上 字湯の神八番一地先か ら 同 郡同 町大字野上 字湯の神一七番三地先 まで	変更前	六・五ㄱ 二三・〇	五四〇・三
		変更後	六・五ㄱ 一〇・二ㄱ 六〇・〇	五四〇・三 五二八・〇

福島県告示第六百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県相双建設事務所で平成十九年十月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成十九年十月二日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道相馬 浪江線	双葉郡浪江町大字室原 字小萱一七八番地先か ら 同 郡同 町大字室原 字小萱二二番地先まで 同 郡同 町大字室原 字小萱一七八番地先か ら 同 郡同 町大字室原 字小萱六番地先まで	変更前	八・五ㄱ 一一・〇	一七八・〇
		変更後	一三・四ㄱ 一八・五	一一七・〇

(道路領域道路企画グループ)

公 告

公告第五百四十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成十九年十月二日

一	申請のあった年月日 平成十九年九月十三日	福島県知事 佐藤 雄 平
二	名称 NPO法人いわき環境研究室	
三	代表者の氏名 橋本 孝一	
四	主たる事務所の所在地 福島県いわき市平下平窪字鍛冶内五十三番地の十四	
五	定款に記載された目的 この法人は、地域環境の質の向上を願う市民と共に地域環境についての調査研究、政策提言ならびに環境改善のための諸活動を行ない、持続可能な地域づくりに寄与することを目的とする。	(文化領域県民文化グループ)
<b>公告第五百四十九号</b>		
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。 平成十九年十月二日		
土地改良区	月形中野土地改良区	福島県知事 佐藤 雄 平
退任した役員	役員 氏名	住所
理事 栗名 忠良		郡市 市湖南町中野字向町二七三九番地
同 佐藤 哲也		同 市湖南町舟津字舟津六七四番地
同 齋藤喜代一		同 市湖南町中野字堰内二六七七番地
同 鈴木 健雄		同 市湖南町館字館七二番地
同 齊藤 勝廣		同 市湖南町舟津字浜前一三七番地
同 安部二三喜		同 市湖南町舟津字舟津八七五番地
同 岩船 隆男		同 市湖南町舟津字舟津六五〇番地
同 谷苗 順啓		同 市湖南町館字館一〇四番地
同 鈴木 岩男		同 市湖南町横沢字屋敷二五四二番地
同 吉田又左衛門		同 市湖南町横沢字屋敷二五四六番地
同 関 一男		同 市湖南町浜路字稲宝五八八番地
同 武藤 勲		同 市湖南町中野字向町二七〇三番地
同 宗方 秀吉		同 市湖南町中野字二番石倉四八八一番地
同 加藤 正		同 市湖南町中野字二番猿畑五七二五番地
同 樋口 幸夫		同 市湖南町中野字南町三四番地

同	東間 由政	同	市湖南町横沢字屋敷二五四三番地
同	佐藤 幸秀	同	市湖南町舟津字前田四二〇七番地
就任した役員	役員 氏名	住所	
理事 栗名 忠良		郡市 市湖南町中野字向町二七三九番地	
同 佐藤 哲也		同 市湖南町舟津字舟津六七四番地	
同 齋藤喜代一		同 市湖南町中野字堰内二六七七番地	
同 鈴木 健雄		同 市湖南町館字館七二番地	
同 齊藤 勝廣		同 市湖南町舟津字浜前一三七番地	
同 安部二三喜		同 市湖南町舟津字舟津八七五番地	
同 岩船 隆男		同 市湖南町舟津字舟津六五〇番地	
同 谷苗 順啓		同 市湖南町館字館一〇四番地	
同 鈴木 岩男		同 市湖南町横沢字屋敷二五四二番地	
同 吉田又左衛門		同 市湖南町横沢字屋敷二五四六番地	
同 関 一男		同 市湖南町浜路字稲宝五八八番地	
同 武藤 勲		同 市湖南町中野字向町二七〇三番地	
同 宗方 秀吉		同 市湖南町中野字二番石倉四八八一番地	
同 加藤 正		同 市湖南町中野字二番猿畑五七二五番地	
同 樋口 幸夫		同 市湖南町中野字南町三四番地	
同 東間 由政		同 市湖南町横沢字屋敷二五四三番地	
同 佐藤 幸秀		同 市湖南町舟津字前田四二〇七番地	
<b>公告第五百五十号</b>			
宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十九条第一項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。 平成十九年十月二日			
一	聴聞の日時 平成十九年十月十七日 午前十時	福島県知事 佐藤 雄 平	
二	聴聞の場所 福島市中町八番二号 自治会館七階七〇一会議室		
三	聴聞の内容 福島市新浜町三番二号大阪屋商事株式会社宅地建物取引業法第六十五条第二項に該当するため	(建築領域建築指導グループ)	

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成十九年三月三十日付け号外第三十五号中

一	上	後ろか ら二三	福島県規則第三十八号	福島県規則第三十五号
---	---	------------	------------	------------

○平成十九年三月三十日付け号外第三十八号中

一	上	四	「労働委員会、」	「労働委員会」
---	---	---	----------	---------

○平成十九年六月二十九日付け定例第千八百八十八号中

四	八五	上	一一	福島県訓令第二十号	福島県訓令第十九号
---	----	---	----	-----------	-----------

○平成十九年七月三十一日付け定例第千八百九十七号中

五	六二	上	後ろか ら四	福島県訓令第二十一号	福島県訓令第二十号
---	----	---	-----------	------------	-----------